

船舶事故調査報告書

平成27年12月3日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成27年4月19日 20時35分ごろ
発生場所	青森県東通村白糠漁港北方 東北電力東通原子力発電所専用港南防波堤灯台から真方位014° 1,400m付近 （概位 北緯41°11.7′ 東経141°24.0′）
事故の概要	漁船第三十八春日丸は、こうなご敷き網漁の揚網作業中、甲板員Aが負傷した。
事故調査の経過	平成27年5月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三十八春日丸、7.3トン AM2-5573（漁船登録番号）、個人所有 13.25m（Lr）×3.29m×1.18m、FRP ディーゼル機関、421.40kW、平成8年12月6日 第212-8684号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 55歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和62年4月24日 免許証交付日 平成23年9月5日 （平成29年4月23日まで有効） 甲板員A 男性 82歳 海技免状等 なし
死傷者等	重傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北～北西、風力 2、視界 良好 海象：波向 東、波高 約50cm
事故の経過	本船は、船長及び甲板員Aほか1人（以下「甲板員B」という。）が乗り組み、平成27年4月19日18時30分ごろ白糠漁港を出港し、こうなご敷き網漁の操業を行っていた。 本船は、約5～10mの等深線沿いの漁場で、敷き網漁の操業を繰り返しながら北進した後、白糠漁港北方において、船首を東方に向け

	<p>て漂泊し、約20回目の揚網作業を開始した。</p> <p>船長は、左舷船尾の甲板上に設置された‘敷き網のロープの垂下及び巻上げ用ドラム’（以下「本件ドラム」という。）付近に、甲板員Aは左舷船首の甲板上に設置された本件ドラム付近に、甲板員Bは左舷船首の本件ドラムの後方のブルワーク上に設置された‘敷き網の垂下及び揚網用ローラ’（以下「本件ローラ」という。）付近にそれぞれ立ち、各漁労機器の操作を行いながら、揚網作業を行っていた。</p> <p>甲板員Aは、甲板員Bの漁労作業及び海中にある敷き網の状況をそれぞれ確認しながら左舷船首の本件ドラムの操作を行っていたところ、20時35分ごろ、本件ローラのモータ側プーリとVベルトとの間に左手を挟み込まれた。</p> <p>甲板員Bは、甲板員Aの声が聞こえて船首方を見たところ、甲板員Aが左手をプーリとVベルトとの間に挟み込まれていたため、すぐに本件ローラのスイッチを切り、船長に本事故の発生を報告した。</p> <p>船長は、甲板員Aに応急手当を施した後、携帯電話で自宅に連絡して救急車の要請を依頼した。</p> <p>甲板員Aは、本船が揚網作業を中止して白糠漁港に帰港した後、救急車で病院へ搬送され、左中指の切断と診断された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本件ローラは、長さ約8mで、モータ側のプーリからVベルトを介して駆動される構造となっていたが、プーリ及びVベルトには接触防止用保護カバーが設置されていなかった。（図1参照）</p> <div data-bbox="619 1227 1359 1496" data-label="Diagram"> </div> <p>図1 本件ローラの概略図</p> <p>本船は、本事故当時、敷き網の揚網作業に影響する大きな船体動揺は生じていなかった。</p> <p>本船は、操舵室前壁の両舷側に蛍光灯が各2灯設置され、本事故当時、全て点灯していた上、操業中は、敷き網の上方に集魚灯も点灯しており、揚網作業を行うのに支障はなかった。</p> <p>本船は、本事故当時、本件ローラを含め、漁労機器に不具合又は故障はなかった。</p> <p>甲板員Aは、こうなご敷き網漁の経験が約63年あり、平成27年4月から本船に乗り組むようになった甲板員Bに対して、ふだんから漁労作業などを指導していた。</p>

	<p>甲板員Aは、本事故当時の状況を覚えておらず、甲板員Bの作業を見ている間に無意識に左手を本件ローラのモータ側プーリに近づけてしまったのではないかと思った。</p> <p>甲板員Aは、本事故当時、合羽の上下を着用し、両手にゴム手袋をはめていた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、白糠漁港北方において、こうなご敷き網漁の揚網作業中、甲板員Aが、本件ローラのモータ側プーリに左手を近づけたことから、左手指が同プーリとVベルトの間に挟み込まれて負傷したものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、甲板員Bの作業を見ている間に無意識に本件ローラのモータ側プーリに左手を近づけた可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、白糠漁港北方において、こうなご敷き網漁の揚網作業中、甲板員Aが、本件ローラのモータ側プーリに左手を近づけたため、左手指が同プーリとVベルトの間に挟み込まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁労機器を操作中は、みだりに、身体が同機器に触れないよう注意し、当該作業に従事する者以外の者は近寄らないようにすること。 ・プーリやVベルトには、接触防止用保護カバーなどを設置することが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

